

女子差別撤廃条約 第 9 回定期報告書作成にあたって留意すべき事項に関する意見

小山内世喜子

●ヒアリング項目以外の意見

パラ 2 1 (c)、

校長や設置者が教材について適切な取り扱いを行うよう指導を行っていると言われているが、学校教育や社会教育に関わる人々すべてが男女共同参画について理解しているかという点に危惧するところである。最近ではアンコンシャスバイアスが女性活躍の阻害要因となっていると言われるように、固定的性別役割分担に対しバイアスを持っている指導的立場の方々はいないとは限らず、全ての方が適切な判断ができるとはいえない。また、それ以前に教科書の執筆者や編集者にも男女格差がないだろうか。

教育に関わる人々に対し、固定的な性別役割分担にとらわれない意識の醸成にむけ研修等の積極的な取り組みが必要ではないだろうか。

パラ 3 1 (a) (b)

「政治の分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、政党は自主的に数値目標を設定することが求められているが各政党の数値目標がわかれば教えていただきたい。また、人材教育についても国や地方公共団体が支援することになっているが、現状はどうか。

パラ 3 3 (a)

理工系の教員の割合がまだまだ男性が多く、女子学生(生徒)にとってロールモデルが少ない。また理工系の分野に女性が増えることで、社会に対しどんなメリットが生じるかなどを示すことで、自己効力感を高め自信を持って理工系に進むことができる学生(生徒)が増えていくと考えられる。

一方、教員においては自分に似ているものを高く評価するという評価のバイアスもあるという(男性教員は男性学生を高く評価する)。教員自体がそこに気が付くような意識改革につながる研修等が必要ではないか。

パラ 3 3 (C)

学習指導要領に基づき実施している性教育の内容と効果について検証したことはあるのか。平成 30 年の 3 月の足立区の中学校での性教育について都議会議員が「問題ではないか」と指摘。学校側は指摘された授業は不適切ではないと主張したうえで、「10 代の望まぬ妊娠や出産を防ぎ、貧困の連鎖を断ち切るためにも、授業は地域の実態に即して行わ

れ、生徒と保護者のニーズに合ったものだ」と述べた。14歳以下の妊娠中絶が年間200件もある中、中学生に「性交」「避妊」「人工妊娠中絶」という言葉を使わずに性教育を行って、実態に即した性教育ができていると考えられるか。年齢に応じた性教育の必要についてどのように考えているか。

●ヒアリング項目の意見

パラ 41

災害援護資金は「被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付を行う」とあるが、この「世帯主」ということに問題があることも視野に入れていただきたい。東日本大震災時にも配偶者からの暴力の被害から逃れるため、別居して生活している女性等には支援金が支給されなかった等の事態が生じていた。一方、ジョイセフが実施した被災地3県で2011年3月1日から12月31日に出産した女性に対し、一人当たり5万円を本人名義の銀行口座に振り込んだ。その理由は、世帯主がお金の使い道を決定する傾向が強いという被災地域のジェンダー構造に配慮したものであった。

このように、義捐金、見舞金、弔慰金等は、家族単位ではなく、個人単位で支給されることが望ましい。

パラ 44

地方防災会議に占める女性の割合をみると、都道府県レベル（14.0%）と市町村レベル（8.0%）では大きな開きがある。地域防災に直接かかわる市町村レベルにおける女性の参画率が低すぎることにについてどのように考えるか。また、対策として講じていることがあればご教示願いたい。

パラ 43

改正農業委員会法下における女性農業委員の登用率の上昇には、成果を認めたい。しかし、いまだに約20%の農業委員会に女性委員がいないというのも事実である。その要因について伺いたい。